

特記事項

1 業務箇所

路河川名	市町村名	箇所名
佐久管内一円		佐久建設管内一円

2 業務内容

業務	延長等 業務内容	
保守点検業務	浅間山火山噴火警戒システム保守点検 監視局 3箇所 監視カメラ 2箇所 無線中継局 2箇所 雨量他観測局 14箇所	別添図の 有・無

3 業務期間

令和5年4月1日 から 令和8年3月31日

4 成果品

点検業務	電子データ 電子媒体 1部 (電子納品の対象業務とします。)
------	--------------------------------

5 業務委託するに当たっての条件等

項目	内容
	特記仕様書のとおり

技術者の配置について

~~①技術者の要件は、入札公告に記載のとおりです。~~

6 積算及び歩掛

本業務に係る委託費の積算は

- ・電気通信施設点検業務積算基準 (案) (令和2年11月)
- ・電気通信施設保守業務積算基準 (案) (令和2年11月)
- ・電気通信施設点検業務標準歩掛 (案) 総合点検 (令和3年12月)
- ・電気通信施設点検業務標準歩掛 (案) 個別点検 (令和3年12月)
- ・電気通信施設点検 (保守) 業務積算基準の運用 (案) (令和2年11月)
- ・電気通信施設点検業務等積算基準 (案) (平成24年10月1日適用) (長野県建設部)

による。

技術管理費には報告書作成費を含んでおり、報告書は電子媒体とする。

旅費交通費の積算に用いる運転距離は変更対象としない。

見積り等による資材単価等は、別紙-1のとおり。

7 長野県が定めた共通仕様書及び特記事項を熟読し、疑義がある場合は入札前 (あらかじめ指定された期日) までに質問書を提出してください。なお、回答はホームページに掲載されます。

令和5年度

県単砂防管理事業に伴う保守点検業務

管内一円（浅間山）

特記仕様書

令和5年1月

長野県佐久建設事務所

第1章 総 則

1 適用範囲

本特記仕様書は長野県佐久建設事務所（以下「発注者」という）の浅間山火山噴火警戒システム保守点検業務に適用する。

2 業務管理

受注者は委託契約書、設計図書、土木工事仕様書、本特記仕様書、業務打合せ書、及び関係法規を尊重し、所長（長野県建設工事事務処理規程第29条により所長の指定する職員「以下監督員という。」）の指示を受け正確に施工しなければならない。

3 目 的

本業務は、設備等の機能維持をはかるため、当該機器の点検調整を行い、あわせて劣化及び摩耗等について技術的評価を行うものである。

4 法令等の遵守

- (1) 受注者は、保守点検作業にあたり、関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格を有するものに行わせることとする。

5 基本事項

- (1) 業務は契約書及び本仕様書に基づき行われなければならない。
- (2) 仕様書に疑義が生じた場合は双方の協議によりこれを決定する。
- (3) 本業務には軽微な修理（概ね1万円以下）を含むものとする。
- (4) 軽微な修理（概ね1万円以上）を超えるものについては、修理に必要となる（単価見積を含む）特記仕様書を作成し提出するものとする。
- (5) 自然災害、その他異常の事態が発生し、又は、偶発故障のため緊急修理が必要となった場合、受注者はこの修理、復旧に迅速に対応しなければならない。これに係わる費用は別途発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。
- (6) この項目にない機器についても、稼働しているかどうかの確認を行うこと。
- (7) 光ケーブルについても、目視により状態の確認を行うこと。
- (8) 受注者はこの業務に関して知り得た情報の秘密を外部に漏らしてはならない。

6 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

7 提出書類

受注者は別に示す様式により、指定期日までに次の書類を監督員に提出しなければならない。

- (1) 施工計画書（実施工程表）
- (2) 委託記録簿（様式は工事記録簿）
- (3) 写真
- (4) 報告書の電子媒体 1部
電子媒体については、別紙 電子納品及び情報共有に係る実施要領による。

第2章 業務内容

8 履行概要

(1) 履行場所

別紙のとおり。

(2) 履行内容

電気通信施設保守業務共通仕様書（案）（令和3年11月）、電気通信施設点検基準（案）【個別点検】（令和2年11月）により点検整備を行う。

(3) 点検機器

別紙のとおり。

9 予備品

この業務施行後、特に予備品の必要があると認められる部品については、報告書にて提案し、後日見積書を提出すること。

10 日報の提出

この業務施行中は、毎日の作業内容を業務記録簿（工事記録簿）に作成記録し、報告書にして提出のこと。

11 試験成績の提出

本業務終了後、完了報告書の提出と同時に、業務施行中のデータに基づき、点検調整の試験結果成績書を提出しなければならない。

12 保証

受注者は、明らかに点検に起因する不調及び故障が発生した場合には、直ちに修復を行うものとする。

13 雑則

その他業務内容について疑義がある場合は、随時監督員と協議すること。

履行場所

ネットワーク設備

佐久監視局	佐久市臼田 2015 佐久建設事務所
佐久北部監視局	佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内
長野県庁監視局	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内
小諸市役所内	小諸市相生町 3 丁目 3-3
浅間山荘内	小諸市野馬取 4766-2
東京大学地震研究所内	小諸市加増坂保町 630
御代田町役場内	北佐久郡御代田町御代田 2464-2
軽井沢測候所内	北佐久郡軽井沢町大字追分 1151-2
軽井沢町役場内	北佐久郡軽井沢町長倉 2381-1
東京大学火山観測所内	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2125
利根川水系砂防事務所長野原出張所内	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1003
車坂無線中継所	小諸市高峯 704-1
黒斑山監視カメラ	小諸市高峯 704-1
小諸市火山館内	小諸市高峯 704-1
小諸市自然観察センター内	小諸市高峯 704-1
平尾富士無線中継所	佐久市大字上平尾字矢沢 2159-1

テレメーター設備

車坂観測局	小諸市高峯 704-1
峰の茶屋観測局	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2131-21
湯川 1 から 4 観測局	北佐久郡軽井沢町大字長倉字長倉山 2126-1
大窪沢川 1 及び 2 観測局	北佐久郡軽井沢町大字長倉字長倉山 2126-1
濁川 1 から 3 観測局	北佐久郡軽井沢町大字追分字浅間山 134-1
蛇堀川 1 から 3 観測局	北佐久郡御代田町大字塩野字浅間山 375-1

点検機器

局名	機器名称	規格等	12ヶ月	6ヶ月	数量	単位
佐久監視局(佐久建)	無線LANアクセスポイント		○		1	台
	フロアL2スイッチ		○		1	台
	IPコーデック		○		1	台
	端末装置(操作pc)	操作卓	○		1	台
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
	大型モニター	42インチ	○		1	台
	総合動作点検	システム	○	○	1	式
佐久北部監視局	多重無線装置(車坂向)	192CH 1.5Mbps*8	○		1	組
	多重無線装置(御代田向)	192CH 1.5Mbps*8	○		1	組
	多重無線装置(平尾富士向)	96CH 1.5Mbps*4	○		1	組
	総合点検	車坂向	○		1	対向
	総合点検	御代田向	○		1	対向
	総合点検	平尾富士向	○		1	対向
	デジタル端局装置(車坂向)	192CH以下	○		1	台
	デジタル端局装置(御代田向)	192CH以下	○		1	台
	デジタル端局装置(平尾富士向)	192CH以下	○		1	台
	テレメーター監視局	(新スプリング規格準拠)	○	○	1	局
	空中線装置(鉄塔)	36m未満	○		1	基
	空調設備		○	○	1	局
	総合動作点検	システム	○	○	1	式
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
	ディスプレイ	17,20,50インチ	○		3	台
	プリンター	レーザービーム方式	○		1	台
	遠方監視装置	親局	○		1	台
	端末装置	操作卓	○		1	台
	テレメーター監視局		○	○	1	局
	監視情報受信サーバー		○		1	台
フロアL2スイッチ		○		1	台	
サーバー装置		○		1	台	
UPS(無停電電源装置)		○		3	台	
県庁監視局(蓄電池室)	UPS(無停電電源装置)	1500W	○		1	台
	フロアL2スイッチ		○		1	台
	IPコーデック		○		6	台
	サーバー		○		1	台
県庁監視局(有線保全室)	フロアL2スイッチ		○		1	台
	IPコーデック		○		4	台
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
県庁監視局(砂防課)	UPS(無停電電源装置)	1500W	○		1	台
	フロアL2スイッチ		○		1	台
	IPコーデック		○		4	台
	総合動作点検	システム	○	○	1	式
	端末装置	操作PC	○		1	台
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
	UPS(無停電電源装置)	1500W	○		1	台
ディスプレイ	50インチ	○		1	台	
県庁監視局(災害対策室)	フロアL2スイッチ		○		1	台
	IPコーデック		○		4	台
	UPS(無停電電源装置)	1500W	○		1	台
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
小諸市役所	フロアL2スイッチ		○		1	台
	IPコーデック		○		6	台
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
	UPS(無停電電源装置)	1500W	○		1	台
	無線LANアクセスポイント		○		1	台
	総合動作点検	システム	○	○	1	式
	無線LANスイッチ		○		1	台
小諸市役所(中継所)	無線LANアクセスポイント		○		2	台
	鉄塔(中継柱)	36m未満	○		1	基
	UPS(無停電電源装置)	1000W	○		1	台
	避雷器		○		1	台
	無線LANアクセスポイント		○		1	台
浅間山荘	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
	鉄塔	36m未満	○		1	基
	UPS(無停電電源装置)	1000W	○		1	台
	避雷器		○		1	台

東大地震研究所小諸支所	フロアL2スイッチ		○		1	台	
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式	
	IPコーデック		○		4	台	
	総合動作点検	システム	○	○	1	式	
	UPS(無停電電源装置)	1500W	○		1	台	
御代田監視局	多重無線装置	192CH 1.5Mbps*8	○		1	組	
	デジタル端局装置	192CH以下	○		1	台	
	空中線装置(鉄塔)	36m未満	○		1	基	
	カメラ装置	超高感度	○		1	台	
	カメラ装置	赤外線	○		1	台	
	UPS(無停電電源装置)		○		2	台	
	分電盤		○		2	面	
	耐雷トランス		○	○	1	局	
	非常用発電機	5kVA	○	○	1	台	
	空調設備		○	○	1	局	
	局舎		○	○	1	局	
	被監視制御装置		○		1	台	
	避雷器		○		1	台	
	フロアL2スイッチ		○		2	台	
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式	
	IPコーデック		○		22	台	
	総合動作点検	システム	○	○	1	式	
	サーバー		○		2	台	
	時計装置		○		1	台	
	無線LANアクセスポイント		○	○	1	台	
気象庁軽井沢測候所	フロアL2スイッチ		○		1	台	
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式	
	IPコーデック		○		5	台	
	総合動作点検	システム	○	○	1	式	
	UPS(無停電電源装置)	1500W	○		1	台	
軽井沢監視局	多重無線装置	96CH 1.5Mbps*4	○		1	組	
	デジタル端局装置		○		1	台	
	空中線装置(鉄塔)	36m未満	○		1	基	
	カメラ装置	超高感度	○		1	台	
	カメラ装置	赤外線	○		1	台	
	無停電電源装置		○		1	台	
	分電盤		○		2	面	
	耐雷トランス		○	○	1	局	
	非常用発電機	5kVA	○	○	1	台	
	空調設備		○	○	1	局	
	局舎		○	○	1	局	
	被監視制御装置		○		2	台	
	避雷器		○		1	台	
	フロアL2スイッチ		○		2	台	
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式	
	IPコーデック		○		6	台	
	総合動作点検	システム	○	○	1	式	
	東京大学火山観測所	フロアL2スイッチ		○		1	台
		CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
		IPコーデック		○		8	台
UPS(無停電電源装置)		1500W	○		1	台	
サーバー			○		1	台	
総合動作点検		システム	○	○	1	式	
国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 (長野原出張所)	フロアL2スイッチ		○		1	台	
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式	
	IPコーデック		○		11	台	
	UPS(無停電電源装置)	1500W	○		1	台	
	総合動作点検	システム	○	○	1	式	

車坂中継所	多重無線装置(佐久向)	192CH 1.5Mbps*8	○		1	組
	デジタル端局装置	192CH以下	○		1	台
	空中線装置(鉄塔)(車坂向)	36m未満	○		1	基
	UPS(無停電電源装置)	1500W*2 5000W*1	○		3	台
	分電盤		○		2	面
	耐雷トランス		○	○	1	局
	非常用発電機	5kVA	○	○	1	台
	空調設備		○	○	1	局
	局舎		○	○	1	局
	フロアL2スイッチ		○		4	台
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
	IPコーデック		○		16	台
	被監視制御装置		○		1	台
	小容量光伝送装置	親局	○		2	台
総合動作点検	システム	○	○	1	式	
黒斑山監視局	空中線装置(カメラ鉄塔)	36m未満	⊖		4	基
	カメラ装置	超高感度	⊖		4	台
	カメラ装置	赤外線	⊖		4	台
	小容量光伝送装置	子局	⊖		2	台
	局舎		⊖	⊖	4	局
	無線LANアクセスポイント		⊖		2	台
	フロアL2スイッチ		⊖		4	台
	避雷器		⊖		4	台
耐雷トランス		⊖	⊖	4	局	
火山館	無線LANアクセスポイント		○		1	台
	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
	避雷器		○		1	台
自然観察センター	CCTV装置	カメラ6台	○		1	式
	小容量光伝送装置	子局	○		2	台
	小容量光伝送装置	親局	○		2	台
	ディスプレイ	50,17インチ	○		2	台
	非常用発電機	5kVA	○	○	1	台
	UPS(無停電電源装置)		○		2	台
	耐雷トランス		○	○	3	局
避雷器		○		1	台	
平尾富士中継所	多重無線装置(佐久向)	96CH 1.5Mbps*4	○		1	組
	多重無線装置(軽井沢向)	96CH 1.5Mbps*4	○		1	組
	総合点検	軽井沢向	○		1	組
	デジタル端局装置	佐久向	○		1	台
	デジタル端局装置	軽井沢向	○		1	台
	空中線装置(鉄塔)	36m未満	○		1	基
	UPS(無停電電源装置)	5000W	○		1	台
	分電盤		○		2	面
	耐雷トランス		○	○	1	局
	非常用発電機	5kVA	○	○	1	台
	空調設備		○	○	1	局
	局舎		○	○	1	局
	被監視制御装置		○		1	台
	避雷器		○		1	台
テレメーター中継局	(新スプリアス規格準拠)	○	○	2	局	
車坂テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	2量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	直流電源装置		○		1	組
	耐雷トランス		○	○	1	局
	避雷器		○		1	台
	雨量計		○	○	1	台
	積雪計		○		1	台
濁川3テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	3量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	直流電源装置		○		1	組
	耐雷トランス		○	○	1	局
	避雷器		○		1	台
	雨量計		○	○	1	台
	積雪計		○		1	台
水位計	音波水位計	○	○	1	台	

峰の茶屋テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	3量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	直流電源装置		○		1	組
	耐雷トランス		○	○	1	局
	避雷器		○		1	台
	雨量計		○	○	1	台
	積雪計		○		1	台
	風向風速計		○		1	台
湯川1テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	2量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
	転倒センサー		○	○	1	台
湯川2テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	2量(新スプリアス規格準拠)	○	○	2	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
	水位計	水晶式	○	○	1	台
湯川3テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	1量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
湯川4テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	1量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
大窪沢川1テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	3量(新スプリアス規格準拠)	○	○	2	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
	水位計	水晶式	○	○	1	台
大窪沢川2テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	1量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
濁川1テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	2量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
	転倒センサー		○	○	1	台
濁川2テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	1量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
蛇堀川1テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	1量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	転倒センサー		○	○	1	台
蛇堀川2テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	1量(新スプリアス規格準拠)	○	○	1	局
	太陽電池		○		1	台
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
蛇堀川3テレメーター	局舎		○	○	1	局
	テレメーター観測局	2量(新スプリアス規格準拠)	○	○	2	局
	耐雷トランス		○	○	1	局
	直流電源装置	テレメーター用	○		1	組
	避雷器		○		1	台
	ワイヤーセンサー		○	○	1	台
	水位計	水晶式	○	○	1	台

電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、平成 31 年 3 月 8 日一部改定)

(目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第 3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次により区別するものとする。

- ・受注希望型競争入札による工事等：電子納品を原則とする
- ・参加希望型競争入札による工事等：協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

(対象成果品)

第 4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第 3 章～第 3 章の 7 に該当するもの）

(経費の取り扱い)

第 5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第 6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第 7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] [業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

①着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウィルス対策方法について確認を行う。

②検査・納品前協議

竣工検査(完了検査)・納品前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査・納品前協議チェックシート」を用いて実施する。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体(CD-R・DVD-R)	2部(正・副)
	紙媒体	工事写真のうち「着手前・完成」1部(その他協議による)
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類 電子媒体(CD-R・DVD-R) 1部(正)

紙成果物が必要な場合は、別途必要経費を計上するものとする。

・~~電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。~~

(電子納品の検査)

第12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注

者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第 13 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト (64 文字) までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成31年4月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品等要領 | 平成28年3月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領 | 平成28年3月 |
| ・ CAD製図基準 | 平成29年3月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準 | 平成28年3月 |
| ・ 測量成果電子納品要領 | 平成30年3月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

ガイドライン類

- | | |
|--------------------------|---------|
| ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 | 平成30年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 平成30年3月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン | 平成29年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 平成30年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[業務編] | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・ 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・ OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」
http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」：
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/

ウィークリースタンス実施要領

当初制定：平成31年3月18日

改正：令和3年3月3日

技術管理室

1 目的

ウィークリースタンスとは、受発注者間で効率的かつ計画的に業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果品の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。

2 対象業務

長野建設部が発注する委託業務（測量、調査、設計、用地測量、物件調査、構造物点検等）に適用する。ただし緊急を要する業務、小規模修正業務は除く。

3 実施内容

本実施要領^{※業務委託特記事項に添付}に基づき、受発注者間での十分な意思疎通により業務を進める。

1) 業務を実施するうえでのルール

- ・受発注者の協議により下記の①～⑤を基本的なルールとして定める。ただし一部を実施しないとすることもできる。
 - ① 水曜日は定時に帰宅する（水曜日に限らず週1回ノー残業デーを設ける）
 - ② 週末に作業を依頼し、週初めを提出期限とすることを禁止する
 - ③ 十分な作業期間を確保する
 - ④ 勤務時間外の作業依頼はしない
 - ⑤ ワンデーレスポンスの徹底
- ・上記①～⑤以外でも、業務の効率化や成果品の品質向上につながる取組・提案等は実施することができるものとし、初回打合せ時に協議して決定する。

2) 制約事項等の確認

- ・業務を進める上での制約事項や業務の中間目標（マイルストーン）について、発注時に業務委託特記事項（業務委託するにあたっての条件等）に明示する。また、業務実施中に発生する事項については協議によって受発注者の共通認識とする。
- ・業務履行期間について「業務スケジュール管理表」等[※]により、受発注者の共通認識としたうえで、履行期間の変更等を柔軟に行う。

※業務工程表を工夫することでも可

3) その他

- ・「業務スケジュール管理表」は、業務計画書に含めて提出する業務工程を兼ねることができる。

4 適用年月日

本要領は、令和3年（2021年）4月1日以降契約する案件から適用する。